

平成28年8月2日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 松山清美

平成27年(ワ)第76号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成28年6月21日

判 決

愛媛県今治市

原 告 奥 村

愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

被 告 今 治 市

同 代 表 者 市 長 菅

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 高 井

同 指 定 代 理 人 青 井

益 田

豊 嶋

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1万円及びこれに対する平成27年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを3分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、3万円及びこれに対する平成27年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、平成26年8月29日に開催された被告の教育委員会の会議に先立ち、傍聴受付手続を拒否され、傍聴ができなかったことは違法であると主

張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料3万円及びこれに対する違法行為の後である平成27年8月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（争いがないか、後掲各証拠等により容易に認定することができる。）

(1) 平成26年8月29日の今治市教育委員会会議の開催

ア 平成26年8月29日午後3時から、愛媛県今治市波方町所在の波方公民館の第1会議室において、第13回今治市教育委員会会議（以下、今治市教育委員会を「市教育委員会」と、第13回市教育委員会会議を「本件会議」とそれぞれ略称する。）が開催された。

イ 本件会議の傍聴席は、10席であり、報道関係者を除く一般の傍聴者は4名であった。

（アについては甲1、当裁判所に顕著な事実、イについては争いがない。）

(2) 原告の傍聴受付手続拒否

原告は、市教育委員会から本件会議の傍聴受付手続を拒否され、会議の傍聴ができなかった。

（争いがない）

3 関係法令の定め

(1) 平成26年法律第76号による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「改正前法」という。）

ア 13条（会議）6項

教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

イ 15条（教育委員会の議事運営）

この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営

に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

ウ 23条（教育委員会の職務権限）

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(2) 今治市教育委員会会議規則（平成27年教育委員会規則第3号による改正前のもの。以下、単に「会議規則」という。）

ア 1条（趣旨）

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（中略）第15条の規定に基づき、今治市教育委員会（中略）の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 11条（会議の公開）

会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

ウ 12条（傍聴）

(ア) 1項

会議を傍聴しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。

(イ) 2項

傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

((1)につき、当裁判所に顕著な事実、(2)につき、乙2)

(3) 今治市教育委員会会議傍聴規則（平成27年教育委員会規則第4号による改正前のもの。以下、単に「傍聴規則」という。）

ア 1条（趣旨）

この規則は、今治市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 2条（傍聴の手続）

会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人名簿にその住所、氏名、年齢等を明記し、係員の指示に従って傍聴しなければならない。

ウ 3条（傍聴できない者）

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不相当と認める者

エ 4条（傍聴人数の制限）

傍聴席が満員となったときその他委員長が必要があると認めるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

オ 5条（傍聴人の行為の制限）

傍聴人は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

カ 6条（傍聴人の退場）

(ア) 1項

傍聴人が前条の規定に違反し、又は議場の秩序を乱すおそれがあるときは、委員長は、退場を命ずることができる。

(イ) 2項

傍聴人が前項の規定により退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(ウ) 3項

第1項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができな

い。

((3)につき、乙3)

4 争点

- (1) 市教育委員会の傍聴受付手続拒否の故意・過失及び違法性
- (2) 損害及び因果関係

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1) (市教育委員会の傍聴受付手続拒否の故意・過失及び違法性) について

(原告の主張)

ア 事実経過について

原告は、本件会議開始時間の5～6分前に、会場である波方公民館に到着し、会議の傍聴受付手続を行おうとした。これに対し、市教育委員会事務局の受付担当職員は、「傍聴希望受付は、会議開始時間の10分前までで、受付は終了している。」と述べ、傍聴受付手続を拒否した。原告は、会議開始前であること、傍聴席が残っていること、そのような状況下で傍聴受付手続を拒否するのは、知る権利を侵害し違法であること、これらを教育委員らに説明して傍聴受付手続を行うよう口頭で申し入れたが、前記受付担当職員は、前記説明を繰り返し、申し入れに応じなかった。

イ 原告の権利ないし法律上保護される利益

(ア) 原告には、本件会議の傍聴の自由がある。

(イ) 憲法57条、地方自治法115条は、会議の公開原則を定めており、同様に、改正前法13条6項は、教育委員会会議の公開原則を定めている。

教育委員会会議の公開は、教育委員会が地域住民に対して積極的に情報提供を行い、教育委員会としての説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解と協力を得る観点から規定されており、表現の自由(憲法21条、市民的及び政治的権利に関する国際規約19条)の一環である知る権利と密接に関連する。

そして、会議の公開原則は、傍聴の自由、報道の自由及び会議録の公開という3

つの要素から成り立っており、原告には、本件会議の傍聴の自由がある。

また、本件会議の傍聴の自由は、様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取する自由の派生原理として、表現の自由の一環としても認められるものであり、この点からも、原告には、本件会議の傍聴の自由がある。

(ウ) 被告の主張は争う。前記で主張したとおり、本件会議の傍聴の自由は、具体的権利であり、国家賠償法1条1項の違法性の前提となる権利ないし法律上保護される利益である。

ウ 違法性の判断基準

(ア) 本件会議の傍聴の自由に対する規制が許されるか否かの判断基準は、後記の厳格な審査基準によるべきである。

(イ) 本件会議の傍聴の自由は、表現の自由の一環であるところ、表現の自由は、自然法的な権利の一つであること、個人の人格の発展という自己実現の価値を体現する権利であること、民主主義の基盤となる政治的意思決定への関与手段という自己統治の価値を有することから、他の権利ないし自由よりも優越的地位にあるとされ、制約が許されるか否かの判断基準も厳格とされるべきである。

(ウ) 厳格な審査基準の下では、合憲性の推定が働かず、規制の合理性に関する立証責任は、規制を課する側が負う。

そして、厳格な審査基準は、文面審査として、①事前に表現行為を規制してはならず(事前抑制の禁止)、②不明確な文言による規制は許されない(明確性の原則)。また、目的審査として、③規制目的は政策的なものであってはならず、④規制目的である社会的害悪の発生防止について、その害悪の発生が具体的かつ近接的でなければならない(明白かつ現在の危険の基準)。さらに、手段審査として、⑤規制目的が正当であったとしても、規制手段は目的達成のために必要最小限度でなければならない(LRAの基準)。

エ 市教育委員会の傍聴受付手続拒否の違法性

(ア) 市教育委員会は、本件会議開始時間の10分前である午後2時50分までに

整理券を受け取っていない者は傍聴できないとの理由（以下「本件受付条件」という。）で、原告の傍聴の自由を侵害した。

（イ）しかし、本件受付条件による傍聴の自由の侵害は、前記の厳格な審査基準に違反し、市教育委員会の傍聴受付手続拒否は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったものであって、違憲違法である。

すなわち、本件受付条件は、傍聴規則4条における傍聴制限（傍聴席が満員となったときなどの傍聴制限）を超えて傍聴の自由を制約するものであり、①事前抑制の禁止に該当するものである上、②明確性の原則に違反するものである。そして、③規制目的も政策的であり、規制目的を正当とすべき客観的・合理的な公益は見当たらず、④明白かつ現在の危険の基準にも抵触する。

また、傍聴規則5条及び6条によれば、委員長は、会議の運営に支障をきたす事態に対処する権限を有している。そうすると、会議の円滑な運営という公益を規制目的と解したとしても、本件受付条件をもって傍聴の自由を制約することは、制限的でない他の選びうる方法（傍聴規則5条及び6条による事後的な対処）を看過したものといわざるを得ず、⑤LRAの基準にも抵触する。

なお、市教育委員会は、会議規則12条1項において許可制を採用していたところ、これは、改正前法13条6項の公開原則に違反する。このことは、市教育委員会が、改正前法13条6項の公開原則を理解していないことを示している。

（ウ）さらに、本件受付条件による傍聴の自由の制約は、市民的及び政治的権利に関する国際規約19条3項（表現の自由の行使に対する制限は、法律によって定められ、かつ、一定の目的のために必要とされるものに限るとする規定。）に違反し、違法である。なぜならば、本件受付条件は、市教育委員会の内部規範にすぎず、法令や条例と異なり、住民に対する法的拘束力を持たないからである。

オ 故意・過失

市教育委員会は、本件受付条件によって原告の傍聴の自由を違法に侵害したものであり、この点に故意又は過失がある。

(被告の主張)

ア 事実経過について

原告の波方公民館への到着時間については知らない。原告が傍聴受付手続を行おうとしたのは、会議開始の3、4分前であった。市教育委員会事務局の受付担当職員の発言と受付手続拒否は認める。原告の口頭申入れについては、会議開始前であり、傍聴席が残っているとの趣旨のことを述べたことは認め、その余は否認する。

イ 原告の権利ないし法律上保護される利益について

(ア) 原告の主張する傍聴の自由には具体的権利性がなく、原告に権利ないし法律上保護される利益は認められない。

(イ) 教育委員会会議の公開は、改正前法13条6項に規定されているにすぎず、憲法上、公開が要請されているものではない。そして、憲法上公開が要請されている裁判についても、各人は裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまで認めたものではないと解されており（最高裁昭和63年（オ）第436号平成元年3月8日大法院判決・民集43巻2号89頁参照）、改正前法により公開が要請されているにすぎない本件会議の傍聴の自由についても、具体的権利性はない。

ウ 違法性の判断基準について

仮に、原告に何らかの権利利益が認められるとしても、本件受付条件は、会議傍聴の細目的事項である傍聴受付時間に関するものであるから、その違法性の判断基準としては、当該規定が著しく不合理であることが明白でない限り違法でないとするか（明白性の基準）、又は、目的の正当性並びにその目的の達成手段として傍聴を制限することの合理性及び必要性を総合的に考慮して判断すべき（合理性の基準）である。

エ 市教育委員会の傍聴受付手続拒否の違法性について

(ア) 本件会議は、公開されており、本件受付条件は、傍聴手続に当たってその細目的事項を定めたものにすぎないから、これが原告の権利ないし利益を侵害することはない。

(イ) また、本件受付条件は、平成23年8月に行われた教科書採択を審議する市教育委員会の会議において、傍聴希望者が多数押し寄せ、傍聴者の決定に際して混乱が生じ、会議の開始時刻が遅れるなど会議の運営に支障を生じる事態が発生したことを受けて定められたものであり、教育委員会会議の円滑な進行を目的とするものである。この目的は、それ自体重要な公共の利益に関するものであり、正当である。

さらに、市教育委員会の会議の傍聴受付について、会議の開始10分前までで終了することは、山梨県教育委員会、東京都教育委員会、横浜市教育委員会等、他の教育委員会においても通常行われており、傍聴者に特段の負担を強いるものではない。しかも、傍聴者は、委員と異なり、その活動を見分するにすぎず、会議の審査等に関与して積極的な活動をすることを予定されていない。そうすると、本件受付条件は、前記の目的達成のための手段として合理性及び必要性がある。

原告は、本件受付条件を事前に確認していたにもかかわらず、定刻に遅れてきたものであり、前記の諸事情に照らせば、市教育委員会が、原告に本件会議の傍聴を認めなかったことについて、国家賠償法上違法な点はない。

(ウ) 原告は、市教育委員会の内部規範で原告の権利ないし利益を制限することはできないと主張する。しかし、改正前法及び会議規則は、傍聴に関する全ての手続を規則で定めることを要求しておらず、本件受付条件のような細目的事項については、改正前法15条及び会議規則12条2項に基づき、市教育委員会が独自に本件受付条件を定めることを許容している。なお、本件受付条件が原告の権利ないし利益を侵害するものではないことは、前記のとおりである。

オ 故意・過失について

争う。

(2) 争点(2) (損害及び因果関係) について

(原告の主張)

原告は、前記(1)の権利を侵害されたことにより多大な精神的苦痛を受けており、

それを慰謝するためには、少なくとも3万円が相当である。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (市教育委員会の傍聴受付手続拒否の故意・過失及び違法性) について

(1) 事実経過等 (証拠番号は枝番を含む。以下同じ。)

ア 本件受付条件設定の経緯

市教育委員会は、平成23年8月30日の教育委員会会議において、教科書採択の審議を行った。この会議では、傍聴受付の締切時刻を会議開始時刻までとしていた。しかし、この会議では、当日、傍聴席10席に対し、多数の傍聴希望者が集まり、傍聴者の選定に時間を要し、会議開催が18分遅れた。

これを踏まえ、市教育委員会は、教科書採択の審議を行う教育委員会会議については、傍聴受付の締切時刻を会議開始の10分前までとすることとした。

なお、市教育委員会は、教科書採択以外の審議を行う教育委員会会議では、傍聴受付の締切時刻を会議開始時刻までとしている。

(乙4, 弁論の全趣旨)

イ 本件会議の事前告知

市教育委員会は、平成26年8月29日の1週間ほど前、市教育委員会のウェブサイト上に、本件会議について以下の告知をした。

(ア) 開催日時 平成26年8月29日(金)午後3時～

(イ) 議事項目〔1〕議案審議 小学校教科用図書採択について

(ウ) 内容公開 全部公開

(エ) 傍聴について

〔1〕傍聴の定員／10名まで(11名以上の傍聴希望者がいる場合は抽選)

傍聴を希望される方は、午後2時50分までに受付をすませて整理券を受け取っ

てください。午後2時50分までに整理券を受け取っていない方は傍聴できません。整理券を受け取った人数が10人を超えた場合は抽選により傍聴者を決定します。

〔2〕傍聴の手續／下記傍聴規則（判決注 前記関係法令の定め(3)の傍聴規則のこと。略）のとおり

〔3〕会議は、開会から傍聴できます。（条件公開）

〔4〕議決により非公開となったときは、傍聴はできなくなります。

〔5〕会議開始後の途中入場はできません。

(乙5)

ウ 原告の行動等

原告は、本件会議の1週間ほど前、前記イの告知事項をウェブサイトで閲覧し、その内容を知った。

原告は、平成26年8月29日、本件会議を傍聴するため、傍聴受付締切時刻である午後2時50分の1時間ほど前に、愛媛県西条市黒谷付近を出発し、本件会議が開催される波方公民館（愛媛県今治市波方町所在）に自動車に向かった。もっとも、原告は、道路事情から、傍聴受付締切時刻である午後2時50分には波方公民館に到着することができず、傍聴受付締切時刻を過ぎた午後3時の5～6分前頃、波方公民館の駐車場に自動車に到着した。

原告は、波方公民館に入ると、本件会議の傍聴受付において、市教育委員会事務局の受付担当職員に対し、傍聴希望があるとして傍聴受付を求めた。これに対し、市教育委員会事務局の受付担当職員は、本件会議の傍聴受付は会議開始時刻の10分前までで、受付は終了しているとして受付をしなかった。

原告が前記傍聴受付を求めた際、本件会議は開始前であり、傍聴希望者は、傍聴席10席を下回る4名であって、市教育委員会事務局の職員が傍聴希望者を集めて、傍聴券記載の傍聴手續の注意事項（傍聴規則）を説明している途中であった。原告は、本件会議が開始前であり、傍聴席が空いているとして再度傍聴受付を求めたものの、市教育委員会事務局の受付担当職員は、受付は終了しているとして受付をし

なかった。

その後、午後3時に本件会議が開会し、市教育委員会の委員長の許可を受け、傍聴希望者4名が会議場に入室した。原告は、本件会議の傍聴受付が認められず、本件会議が開始されたため、波方公民館を離れた。

なお、原告は、本件会議以前にも、市教育委員会の会議の傍聴受付締切時刻に遅刻したことがあり、その際、傍聴希望者数が傍聴席数を下回っていたにもかかわらず、傍聴受付締切時刻を過ぎたことを理由に、市教育委員会事務局の受付担当職員から傍聴受付を拒否されたことがあった。

(甲11, 乙5, 9, 原告本人)

エ 会議開始時刻より前に傍聴受付の締切時刻を設けている教育委員会

以下の教育委員会は、以下のとおり教育委員会会議の開始時刻より前に傍聴受付の締切時刻を設けていた(なお、以下の教育委員会において、傍聴受付締切時刻に傍聴希望者数が傍聴席数を下回っていた場合の取扱いについては、証拠上明らかでない。)。このうち、(ア)、(ウ)、(エ)の教育委員会では、教育委員会規則で傍聴受付の締切時刻が明示されており、(イ)、(オ)～(キ)の教育委員会では、今治市教育委員会と同様、教育委員会規則上、傍聴受付の締切時刻が明示されていない。

- (ア) 大阪府教育委員会 会議開始15分前まで
- (イ) 山梨県教育委員会 会議開始10分前まで
- (ウ) 長崎県教育委員会 会議開始5分前まで
- (エ) 名古屋市教育委員会 会議開始30分前まで
- (オ) 東京都教育委員会 会議開始10分前まで
- (カ) 横浜市教育委員会 会議開始10分前まで
- (キ) 高松市教育委員会 会議開始5分前まで

(乙10, 12～13)

(2) 検討

ア はじめに

本件において国家賠償法1条1項の責任原因が認められるためには、市教育委員会がその職務に関し、①故意又は過失によって、②原告の権利又は法律上保護される利益を侵害し、③当該侵害が法規範に違反することを要するものと解される。そして、③における法規範違反が認められるには、公務員である教育委員によって構成される市教育委員会が個別の国民に対して負担する職務上の義務に違反することを要するものと解される（いわゆる職務行為基準説）。以下、それぞれについて検討する。

イ 権利ないし法律上保護される利益の侵害について

(ア) 結論

原告には、様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取する自由の派生原理として、本件会議を傍聴する自由が認められ、市教育委員会事務局の受付担当職員が原告の傍聴受付手続を拒否したことは、この自由を侵害する。

(イ) 理由

a およそ各人が自由に様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会を持つことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本原理を真に実効あるものとするためにも必要である。このような情報等に接し、これを摂取する自由は、憲法21条1項の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる（最高裁昭和52年（オ）第927号同58年6月22日大法廷判決・民集37巻5号793頁参照）。

b この点、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する各種事務の管理及び執行権限を有しており（改正前法23条）、その組織として会議制が採用され、会議については公開原則が定められている（改正前法13条6項）。そして、前記の公開原則の趣旨は、教育委員会が地域住民に対して積極的に情報提供を行い、教育委員会としての説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解

と協力を得るという観点にあると解されている（木田宏『第三次新訂逐条解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律』〔第一法規，平成15年〕134頁。甲7）。そうすると，住民は，教育委員会の会議を傍聴することにより，教育行政の管理及び執行という局面において，提供され議論される情報等に接し，これを摂取することができることとなる。

以上によれば，住民である原告が，教育委員会の会議である本件会議を傍聴する自由は，前記で述べた，情報等に接し，これを摂取する自由の派生原理として尊重されるべきものといえることができる。

c. そして，前記関係法令の定め及び前記認定事実によれば，市教育委員会は，本件会議において，改正前法15条及び会議規則12条2項に基づき，本件受付条件（本件会議の当日の午後2時50分までに整理券を受け取らない者は本件会議を傍聴することができないとするもの。）を設定し，市教育委員会事務局の受付担当職員は，この条件に違反した原告に傍聴受付手続を行わなかったのであるから，これにより，原告の傍聴の自由を侵害したものと見える（当該侵害が許されるか否かについては，後記ウ及びエにおいて論じる。）。

ウ 違法性の判断基準

原告に前記イのとおり傍聴の自由が認められるとしても，他者の権利ないし自由と衝突する場合にこれとの調整を図るため，又は優越する公共の利益が存在する場合にこれを確保するため，傍聴の自由に一定の制限が加えられることは，やむを得ないものである。

そして，市教育委員会が，このような観点から，法律や規則に基づき，傍聴の自由を制限した場合において，当該制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは，判例に照らし，目的のために制限が必要とされる程度と，制限される自由の内容及び性質，これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を衡量して決せられるべきである（前掲最高裁昭和58年6月22日大法廷判決参照）。

エ 事実経過を踏まえた検討

(ア) 結論

市教育委員会による原告の本件会議の傍聴受付手続の拒否は、傍聴の自由に対する違法な侵害である。

(イ) 理由

a 前記認定事実によれば、市教育委員会は、平成23年8月30日の教育委員会会議において、傍聴受付の締切時刻を会議開始時刻までとしていたところ、当日、傍聴席を上回る多数の傍聴希望者が集まり、傍聴者の選定に時間を要し、会議開催が遅れたこと、これを踏まえて、教科書採択の教育委員会会議に限り、傍聴受付の締切時刻を会議開始の10分前としたことが認められる。また、前記認定事実によれば、市教育委員会のほか、複数の他の地方公共団体の教育委員会においても、傍聴受付の締切時刻を会議開始よりも前に設定していることが認められる。

これらによれば、本件受付条件の目的は、教育委員会会議の円滑な開催を含む、教育委員会会議の円滑な運営であると考えられる。そして、この目的は、公共の利益に関するものであり、正当であるといえることができる。

b 他方、本件受付条件により制限される原告の自由の内容及び性質をみるに、これは、傍聴の自由であり、情報摂取の自由の派生原理として尊重されるべきものであることは、前記イのとおりである。

そこで、更に具体的制限の態様及び程度等をみるに、前記認定事実によれば、本件受付条件は、会議開始の10分前までに整理券を入手しない者については、その時点における傍聴希望者数が傍聴席数を上回っているか否かにかかわらず、一律に傍聴を認めないという制限であることが認められる。

この制限は、教育委員会会議の円滑な運営、特に教育委員会会議の円滑な開催に資するものであり、前記aの目的との間に合理的な関連性を有するものである。

しかし、前記認定事実によれば、市教育委員会は、教科書採択以外の教育委員会会議では、傍聴受付の締切時刻を会議開始時刻までとしており、それにもかかわらず、被告においてこれらの会議の円滑な開催が阻害されたとする主張立証はない。

また、被告の主張立証によっても、市教育委員会において前記平成23年の教育委員会会議以外の会議で、多数の傍聴希望者が集まったとは認められず、傍聴受付の締切時刻から会議開始時刻までの短時間に多数の傍聴希望者が集まる相当の蓋然性があったとも認められない。

そのような事実関係を踏まえると、本件会議において、会議開始の10分前までに傍聴希望者数が傍聴席数を下回っていた場合、会議開始までの間、先着順に整理券を交付し、傍聴受付手続を行うことは可能であり、かつ容易であると認められる。そして、前記認定事実によっても、このような方法が、教育委員会会議の円滑な運営、特に会議の円滑な開催を妨げるものとは認められない。

そうすると、本件受付条件に係る傍聴の自由の制限は、制限される自由の内容及び性質にかんがみ、必要やむを得ない程度の制限であるとはいえない。

c この点、本件では、原告が、本件会議について、傍聴受付の締切時刻を事前に確認していたにもかかわらず、定刻に遅刻し、しかも、原告が、本件会議以前にも、傍聴受付の締切時刻に遅刻し、教育委員会会議の傍聴を認められなかったことがあるとの事情が認められる。そして、被告は、市教育委員会がそのような原告の権利ないし利益を侵害したとしても違法性がないと主張するものと解される。

しかし、原告が故意に本件会議の傍聴受付の締切時刻に遅刻したのであればともかく、前記認定事実によってもそのような故意は認められず、原告の傍聴受付の締切時刻の遅刻をもって、違法性を否定する事情であると解することはできない。

d さらに、被告は、本件において、市教育委員会に職務上の義務違反はないと主張するものと解される。

しかし、前記の各判断を踏まえると、市教育委員会は、本件受付条件で一律に傍聴受付を制限することにより、傍聴の自由を違法に侵害しうることを認識すべき職務上の義務を負っていたものといえ、市教育委員会による原告の本件会議の傍聴受付手続の拒否は、当該職務上の義務に違反するといえる。

e したがって、市教育委員会による本件会議の傍聴受付手続の拒否は、原告の

傍聴の自由を違法に侵害するものであるといえる。

オ 故意・過失について

前記の各判断によれば，市教育委員会は，原告の本件会議の傍聴受付手続の拒否に関し，過失があるといえる。

2 争点(2) (損害及び因果関係) について

前記1の認定及び判断を踏まえると，原告は，本件会議の傍聴受付手続を拒否されたことにより精神的苦痛を受けたものと認められ，これに対する慰謝料は1万円が相当である。

第4 結論

よって，原告の請求は，主文1項の限度で理由があるからその限度で認容し，その余は理由がないから棄却することとし，主文のとおり判決する。

松山地方裁判所今治支部

裁判官 古 市 文 孝